五　育他費のその教の	人口	1　密度補正Ⅱに用いる密度は、次の算式により算定した四捨五入人数（小数点以下二位に端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。 算式 $\frac{B \times C \times 57.670}{A}$ 算式の符号 A　測定単位の数値 B　当該都道府県内の市町村ごとの私立幼稚園在籍人員数及び私立認定こども園在籍人員数の合計数の合計数 C　施設型給付費の単価差を示す乗率として総務大臣が通知した率 2　この表において「平成25年度学校給食実施状況等調査」によつて文部科学省に報告された「学校給食実施状況調査総括票」の表側「小学校完全給食」、表頭「学校給食実施人員児童・生徒・幼児数公立」欄の数、表側「小学校補食給食」、表頭「学校給食実施人員児童・生徒・幼児数公立」欄の数及び表側「小学校ミルク給食」、表頭「学校給食実施人員児童・生徒・幼児数公立」欄の数」を「「平成26年度学校給食実施状況等調査」によつて文部科学省に報告された小学校の完全給食を受けた児童数、補食給食を受けた児童数及びミルク給食を受けた児童数」に改め、同項第五号中「一一七・七五」を「一三三・一八」に、「一四一・六七」に、「44,400」を「43,900」に、「42,000」を「41,300」に、「393」を「400」に、「1,108」を「1,127」に、「71,907」を「75,047」に、「106,984」を「111,925」に、「587」を「601」に、「734」を「733」に、「「児童」とあるのは「生徒」と、「小学校」とあるのは「中学校等」」を「「小学校」とあるのは「中学校又は中等教育学校の前期課程」と、「児童数」とあるのは「生徒数」」に改め、同項第六号を次のように改める。
六　育他費のその教の	人口	1　密度補正Ⅱに用いる密度は、次の算式ア、算式イ及び算式ウにより算定した四捨五入人数（小数点以下二位に端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。ただし、算式イについては、総務大臣が定める率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村立の大学の学部、専攻科及び大学院に在学する学生の数とし、大学を開設（学部及び学科の開設を除く。）した場合においては、開設初年度目にあつては当該開設した大学の学生数に2.0を、開設２年度目にあつては1.5を、開設３年度目にあつては1.25をそれぞれ乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。Ｃから Ｇまでにおいて同じ。） 算式ア $\frac{B \times 760 + C \times 341 + D \times 391 + E \times 42 + F \times 88 + G \times 163 + H \times 178 + I \times 71 + J \times 119 + K \times 138 + L \times 9 + M \times 61 + N \times 107 + O \times 122}{A}$ 算式アの符号 A　測定単位の数値 B　学校基本調査規則によつて調査したその年の５月１日現在における当該市町村立大学（当該市町村が地方独立行政法人法第６条第３項に規定する設立団体（以下この号において「設立団体」という。）である同法第68条第１項の公立大学法人の設置する大学を含む。以下この号において同じ。）の医学部（医学に関する単科大学を含む。）に在学する学生（大学院に在学する学生を含む。）の数（公立大学法人の設置する大学のうち、都道府県及び市町村が設立団体である地方独立行政法人法第68条第１項の公立大学法人の設置する大学の学科、専攻科及び大学院に在学する学生の数については、当該学生の数を当該大学を設置した公立大学法人の設立団体である都道府県知事及び市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村立の大学の学部、専攻科及び大学院に在学する学生の数とし、大学を開設（学部及び学科の開設を除く。）した場合においては、開設初年度目にあつては当該開設した大学の学生数に2.0を、開設２年度目にあつては1.5を、開設３年度目にあつては1.25をそれぞれ乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。ＣからＧまでにおいて同じ。） C　学校基本調査規則によつて調査したその年の５月１日現在における当該市町村立大学の理科系学部（理学部、工学部、農学部及び水産学部をいい、理学、工学、農学及び水産学に関する単科大学を含む。）に在学する学生数 D　学校基本調査規則によつて調査したその年の５月１日現在における当該市町村立大学の保健系学部（医学部を除き、薬学及び看護学（衛生学を含む。）に関する単科大学を含む。）に在学する学生数

第九条第一項の表都道府県の項第二号算式中「0.680」を「0.699」に改め、同号算式の符号B算式中「$\sum_{n=59}^{7}$」を「$\sum_{n=60}^{7}$」に改め、同項第一号の次に次のように加える。

二　費河川	河川の延長	1　密度補正Ⅱに用いる密度は、次の算式により算定した四捨五入人数（小数点以下二位に端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。 算式 $\frac{B \times 152{,}000 - (27{,}700 \times A)}{A \times 168{,}000}$ 算式の符号 A　測定単位の数値 B　基礎調査実施箇所数 2　警戒区域等二年にお総務大臣が定める率（平成25年７月31日）を「平成26年７月31日」に改め、同号４算式の符号Ｃ中「「平成25年度学校給食実施状況等調査」によつて文部科学省に報告された「学校給食実施状況調査総括票」の表側「小学校完全給食」、表頭「学校給食実施人員児童・生徒・幼児数公立」欄の数及び表側「小学校ミルク給食」、表頭「学校給食実施人員児童・生徒・幼児数公立」欄の数」を「「平成26年度学校給食実施状況等調査」によつて文部科学省に報告された小学校の完全給食を受けた児童数、補食給食を受けた児童数及びミルク給食を受けた児童数」に改め、同項第五号中「一一七・七五」を「一三三・一八」に、「一四一・六七」に、「44,400」を「43,900」に、「42,000」を「41,300」に、「393」を「400」に、「1,108」を「1,127」に、「71,907」を「75,047」に、「106,984」を「111,925」に、「587」を「601」に、「734」を「733」に、「「児童」とあるのは「生徒」と、「小学校」とあるのは「中学校等」」を「「小学校」とあるのは「中学校又は中等教育学校の前期課程」と、「児童数」とあるのは「生徒数」」に改め、同項第六号を次のように改める。
六　育他費のその教の	人口	1　密度補正Ⅱに用いる密度は、次の算式ア、算式イ及び算式ウにより算定した四捨五入人数（小数点以下二位に端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。ただし、算式イについては、総務大臣が定める率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村立の大学の学部、専攻科及び大学院に在学する学生の数とし、大学を開設（学部及び学科の開設を除く。）した場合においては、開設初年度目にあつては当該開設した大学の学生数に2.0を、開設２年度目にあつては1.5を、開設３年度目にあつては1.25をそれぞれ乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。Ｃから Ｇまでにおいて同じ。） 算式ア $\frac{B \times 760 + C \times 341 + D \times 391 + E \times 42 + F \times 88 + G \times 163 + H \times 178 + I \times 71 + J \times 119 + K \times 138 + L \times 9 + M \times 61 + N \times 107 + O \times 122}{A}$ 算式アの符号 A　測定単位の数値 B　学校基本調査規則によつて調査したその年の５月１日現在における当該市町村立大学（当該市町村が地方独立行政法人法第６条第３項に規定する設立団体（以下この号において「設立団体」という。）である同法第68条第１項の公立大学法人の設置する大学を含む。以下この号において同じ。）の医学部（医学に関する単科大学を含む。）に在学する学生（大学院に在学する学生を含む。）の数（公立大学法人の設置する大学のうち、都道府県及び市町村が設立団体である地方独立行政法人法第68条第１項の公立大学法人の設置する大学の学科、専攻科及び大学院に在学する学生の数については、当該学生の数を当該大学を設置した公立大学法人の設立団体である都道府県知事及び市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村立の大学の学部、専攻科及び大学院に在学する学生の数とし、大学を開設（学部及び学科の開設を除く。）した場合においては、開設初年度目にあつては当該開設した大学の学生数に2.0を、開設２年度目にあつては1.5を、開設３年度目にあつては1.25をそれぞれ乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。ＣからＧまでにおいて同じ。） C　学校基本調査規則によつて調査したその年の５月１日現在における当該市町村立大学の理科系学部（理学部、工学部、農学部及び水産学部をいい、理学、工学、農学及び水産学に関する単科大学を含む。）に在学する学生数 D　学校基本調査規則によつて調査したその年の５月１日現在における当該市町村立大学の保健系学部（医学部を除き、薬学及び看護学（衛生学を含む。）に関する単科大学を含む。）に在学する学生数

第九条第一項の表市町村の項第一号１算式中「704」を「702」に改め、同項第二号１算式中「5.11」を「5.09」に、「8.83」を「9.05」に、「12.31」を「12.41」に、「15.12」を「15.61」に、「15.32」を「15.81」に、「17.31」を「17.34」に、「17.21」を「17.70」に、「30.30」を「30.07」に、「13.64」を「13.83」に、「26.36」を「25.86」に、「20.90」を「21.05」に、「14.54」を「14.74」に、「23.63」を「23.46」に改め、同項第三号算式中「0.571」を「0.581」に改め、同号算式の符号B算式中「$\sum_{n=59}^{7}$」を「$\sum_{n=60}^{7}$」に改め、同項第四号１中「一一七・七五」を「一三三・一八」に改め、同号４算式中「44,400」を「43,900」に、「393」を「400」に、「71,907」を「75,047」に、「587」を「601」に改め、同号４算式の符号B中「平成25年７月31日」を「平成26年７月31日」に改め、同号４算式の符号C中「「平成25年度学校給食実施状況等調査」によつて文部科学省に報告された「学校給食実施状況調査総括票」の表側「小学校完全給食」、表頭「学校給食実施人員児童・生徒・幼児数公立」欄の数、表側「小学校補食給食」、表頭「学校給食実施人員児童・生徒・幼児数公立」欄の数及び表側「小学校ミルク給食」、表頭「学校給食実施